

道スボ協第1098号

令和3年8月27日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長様  
各市町村スポーツ少年団本部長様

公益財団法人北海道スポーツ協会  
北海道スポーツ少年団  
本部長 生島 典明  
(職印省略)

### 「北海道における緊急事態措置」を踏まえたスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、8月27日（金）以降の取扱いとして、「北海道における緊急事態措置」が決定され、改めて感染症対策の一層の徹底について、別添のとおり北海道環境生活部及び北海道教育庁から通知がありましたので、貴管下関係団体等へご周知いただきますようお願い致します。

#### 記

1. 少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて、全道、全国に直結する大会等に出場する活動に限り感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間、人数、活動内容）するとともに、活動場所は自活動地域内に限定して実施することとし、これによりがたい場合は休止を検討いただくようお願い致します。

この他、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、競技別のガイドラインの遵守について、指導者や役員・スタッフをはじめ、関係者に広く周知徹底するなど、ご協力をお願いします。

#### 2. 同封書類

- (1) 「北海道における緊急事態措置」を踏まえた感染症対策の徹底について  
(北海道環境生活部)
- (2) 緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について  
(北海道教育庁学校教育局)
- (3) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について  
(北海道教育庁学校教育局)

公益財団法人北海道スポーツ協会

生涯スポーツ課 担当：小杉

TEL : (011) 820-1706 FAX : (011) 833-0705

E-mail : h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp

スポーツ第527号

令和3年(2021年)8月27日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「北海道における緊急事態措置」を踏まえた感染症対策の徹底について（依頼）  
日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

さて、北海道における新型コロナウイルス感染症対策については、8月2日（月）以降、「北海道におけるまん延防止等重点措置」が決定（8月13日（金）及び18日（水）に改定）されておりましたが、8月25日（水）に、北海道を含む8道県に緊急事態宣言が公示され、8月27日（金）以降の取扱いとして「北海道における緊急事態措置」が決定されました。

この中で特に部活動に関しては、道内で開催された大会における集団感染事案の発生などに伴い、特定措置区域及びそれ以外の区域（一般措置区域）の区分に関わらず、下記のとおり要請されています。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて大会主催者や参加者への新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

#### 記

##### ○要請内容

- ・高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限定
- ・感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間、人数、活動内容）
- ・活動場所は自校に限定して実施し、これ以外は休止
- ・健康状態の多重チェックの日常的な実施と、感染防止対策の全校指導体制の確立
- ・大会への参加は校長判断のもとを行い、主催者等の感染防止対策を厳守

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係  
担当 黒田  
電話 011-204-5209  
E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp



教 健 体 第 5 3 5 号  
令和 3 年(2021年) 8 月 26 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいており、心から感謝申し上げます。

全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層強い対策を行うこととしました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、

各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

また、道において改正された警戒ステージを全道域で「ステージ4」に移行することに伴い、全ての道立学校において、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル3」に移行します。道内全域でのレベル3への移行は、デルタ株による感染が児童生徒に広がっていること、道内各地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、判断したものでです。各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル3に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。  
記

- 1 道内においてもデルタ株による感染拡大がみられることから、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- 3 道内において部活動での感染が疑われる事例が多数発生していることから、次の点について指導を徹底すること。
  - (1) 部活動中は、支障の無い限りマスクを着用するとともに、部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
  - (2) 風邪症状等がある場合は、児童生徒が躊躇なく休養できる体制を整えること。
  - (3) 全道や全国につながる大会等(競技団体主催の大会を含む。)に出場する場合は、健康状態の多重のチェックを行うとともに、事前に感染症対策について児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
  - (4) 卒業生等が部活動を訪問した際には、検温等により健康状態等を確認するとともに、卒業生等に対してマスクの着用や練習に参加しないこと等を依頼すること。
  - (5) 高等学校においては、「Keep on Shining 宣誓!」を活用して、全ての生徒が主体的に感染予防しながら、安全・安心な活動を行う大切さを共有できること。

健康・体育課  
高教課  
義務教育課  
特別支援教育課



教 健 体 第 5 3 6 号

令和 3 年 (2021 年) 8 月 26 日

各 教 育 局 長

各 道 立 学 校 長 様

各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)

(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐川智幸

北海道教育庁教職員局長 伊賀治康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について  
(通知)

このことについて、令和 3 年 8 月 13 日付け教健体第 499 号で通知したところですが、この度、国は緊急事態宣言措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より強い対策を行う旨決定しました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので、通知します。

つきましては、別紙に基づき、適切に対応願います。

また、各市町村教育委員会においては、貴所管の学校に周知願います。

高 校 教 育 課  
義 務 教 育 課  
特 別 支 援 教 育 課  
健 康 ・ 体 育 課  
教 職 員 課

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について  
(2021.08.27改訂)

令和3年8月26日  
北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、厳選した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。また、合宿など泊を伴う活動は自粛すること。

大会等参加は、高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に限ることとし、大会等への参加は校長判断のもとを行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加（以下「大会等」という。）については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。
- (3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。
- (4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養とともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。
- (6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。

- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。
- (9) 大会 2 週間前から外部の選手や卒業生等との合同練習等の接触を避けること。

### 3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 競技中のベンチ等では、大声での指示出しや応援をせず、座って静かにすること。
- (10) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

### 4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は 3 日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等の P C R 検査を活用(空港等で実施されている無料の P C R 検査の活用を含む。)したりするなど、感染拡大防止に努めること。

引率者等の教職員は、帰着後 3 日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間ににおいて、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第 2 条第 6 号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。

また、校長は、大会等終了直後から 2 週間分の生徒の健康観察の内容を毎日確認し、必要に応じて学校保健委員会を開催し、学校医にも相談した上で、健康面で不安のある生徒及びその家族に対し、医療機関の受診(→ P C R 検査等)を促すなどの対策を行うこと(引率者についても、同様の対応を行うこと。)。

- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。